

時間外労働の上限規制 準備は進んでいますか？

2024(令和6)年4月1日から
建設業に時間外労働の上限規制が適用されます

みんなしっかり
たしかめよう！

適用までもうすぐ！
働き方改革に取り組もう！



広報キャラクター
たしかめたん

建設業に関する上限規制

	上限
① 時間外労働 1 か月45時間を超える回数	年間 6 回まで
② 時間外労働（休日労働含まず）	年間720時間まで
③ 時間外労働・休日労働を合わせて	1 か月100時間未満 複数月平均80時間以内

※災害の復旧・復興の事業については、③は適用されません。



法令・労務管理に関する相談はこちら

労働基準監督署	時間外労働の上限規制についてご相談に応じます。 https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 
働き方改革 推進支援センター	長時間労働の是正、人手不足の解消に向けた人材の確保・定着、助成金の活用についての相談に応じます。 https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/ 

建設業で活用可能な主な助成金はこちら

働き方改革推進支援 助成金	時間外労働の上限規制に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html 
業務改善助成金	事業場内の最低賃金を引き上げるとともに生産性向上に資する設備・機器の導入等を行った中小企業・小規模事業者を支援します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html 
人材確保等支援助成金	人材の確保・定着を目的として、魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る企業を支援します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html 
人材開発支援助成金	雇用する労働者を対象に、職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練等を計画に沿って実施する事業主を支援します。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html 

取組事例はこちら

働き方改革特設サイト	中小企業・小規模事業者等が、自社内の働き方改革に取り組むに当たり、先進的な取り組みを行っている企業の好事例をご紹介しますので、貴社の働き方改革を進める際にご活用ください。 https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/casestudy/ 
-------------------	--

「上限規制特設ページ」にもご参考になる情報を多数掲載しています。

